「一　次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。
イ　ワイヤー製の枝縄及びはりすを所持しないこと。
ロ　浮玉又は浮縄と枝縄とを接続しないこと。
二　隣接する浮玉間の鉤の数が五以下である場合には、次に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。
イ　ねむり鉤
ロ　餌魚
三　前号に掲げる漁具については、それぞれ次に掲げる方法により使用しなければならない。
イ　ねむり鉤　その形状が円形又は楕円形であって鉤先が鉤軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であること。
ロ　餌魚　欠損又は切断していないものであること。」

に改める。

○農林水産省告示第千三百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市七城町蘇崎字高原九九一の三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県菊池市龍門字鷹取二三〇の三（次の図に示す部分に限る。）、二二四、二三〇の一、二三三

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字泉沢字新浜一六三六の四〇、一六三六の四五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　保安林の所在場所　群馬県多野郡上野村大字楢原字神行一九〇八、一九〇九、三三七九、乙三四二七、三四三一の二、三四三二の二、甘楽郡下仁田町大字吉崎字一ノ沢四九一の一

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡高森町大字上色見字猫嶽一〇の二七七（次の図に示す部分に限る。）、一〇の一四〇、一〇の一四一、字上平原一〇六三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字猫嶽一〇の二七七、字上平原一〇六三の一、字猫嶽一〇の一四〇・一〇の一四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市一の宮町中坂梨字前田五二の三、八二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字前田八二（次の図に示す部分に限る。）、五二の三

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千三百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月二十八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿字深瀬七一三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備